

外部調査委員会の調査報告書について

国立大学法人旭川医科大学

学長職務代理 松野 丈夫

本学の学長選考会議において吉田学長の諸問題を調査した結果、学長特別補佐への支出並びに会議費の支出について、学長による不正な支出が指摘されました。

このことにより、本学の会計監査人である EY 新日本有限監査法人より、今回の不正な支出については、財務諸表の作成に影響が出るとの指摘があり、大学として当該案件及びその他類似案件についての調査を求められたことから、外部調査委員会を立ち上げ、弁護士 2 名、会計士 1 名に対し調査を依頼しました。

調査の結果については別添の調査報告書のとおりとなっております。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

令和3年8月13日

国立大学法人旭川医科大学
学長職務代理 松野 丈夫 殿

外部調査委員会 調査報告書

目 次

第1	学長特別補佐A氏へのアドバイザリー業務にかかる委託費	
1	平成30年9月から令和2年6月30日までの業務委託	1頁
(1)	A氏が旭川医科大学学長特別補佐に就任した経緯	1頁
(2)	学長特別補佐の選任, 契約及び支払い等の手続き	2頁
(3)	A氏の業務内容と業務委託金額について	3頁
(4)	A氏への業務委託費の支払いは適正なものであったか	4頁
2	令和2年7月からの業務委託	5頁
(1)	令和2年7月からの業務委託契約	5頁
(2)	令和2年7月分, 8月分の業務委託費の支払い	5頁
(3)	令和2年9月分の業務委託費の支払い	7頁
(4)	令和2年10月分の業務委託費の支払い	8頁
(5)	令和2年11月分からの業務委託費の支払い	8頁
3	令和2年7月からの業務委託費の支払いは適正な支出といえるのか	9頁
(1)	契約は締結されていたのか	9頁
(2)	令和2年7月から11月までの業務委託費の支払いは適正な支出だったのか	9頁
(3)	令和2年12月から同3年4月までの業務委託費の支払いは適正な支出だったのか	11頁
第2	学長が上記第1の不正支出を指示・強要した動機	13頁
第3	A氏以外の学長特別補佐への業務委託費の支出に不正はなかったか	14頁
第4	会議費について	15頁
1	結論	15頁
2	検討	16頁
(1)	学長の会議費の支出について	16頁
(2)	会議費支出の調査	18頁
(3)	他科目の調査	19頁
(4)	寄附金を財源とすることの妥当性	20頁
第5	アンケート調査と同調査の回答結果について	22頁
5	学友会のマスク購入について	24頁
(1)	結論	24頁
(2)	検討確認	24頁
6	寄付講座「眼組織再生医学講座」の支出について	24頁
(1)	結論	25頁

(2)	調査目的	25頁
(3)	調査内容	25頁
第6	ガバナンス, 内部統制の不備と改善策	26頁
1	本学のガバナンス体制について	26頁
2	学長の事業の進め方について	27頁
3	監事の牽制機能が働かなかった理由について	28頁
4	内部通報制度について	30頁
5	一連の問題の背景と改善に向けた本学内での取り組み	31頁

第1 学長特別補佐A氏へのアドバイザー業務にかかる委託費

1 平成30年9月から令和2年6月30日までの業務委託

(1) 学長特別補佐A氏（以下A氏）が旭川医科大学学長特別補佐に就任した経緯

ア 旭川医科大学（以下「本学」という。）においては、平成19年9月18日に、学長裁定で、旭川医科大学学長特別補佐に関する要項を定め、本学における経営及び運営等の改善を計画的、継続的に推進するために、学長が特に必要と認めた場合に、旭川医科大学学長特別補佐（以下「学長特別補佐」という。）を置くことができることとなった。

学長特別補佐制度は、病院経営に民間の知識やノウハウを取り入れようとする制度として他大学でも設けられている制度である。

イ 本学においても、国立大学が法人になって3年が過ぎ、病院収入など自己財源の確保が急務となったことから、平成19年9月より病院経営コンサルタントのB氏に旭川医科大学病院経営アドバイザー業務を委託した（同人は、令和3年3月31日まで、学長特別補佐として業務委託契約を締結していた。）のを始めとして、旭川医科大学国際医療支援センター（以下「国際医療支援センター」という。）構想が企画された平成30年から同センター運営に関して、主に教育プログラムに関するアドバイザー業務をC氏に、経営企画・財務企画等を含むMedical Financial Technologyに関するアドバイザー業務をA氏に、令和2年からは旭川医科大学50年史の編纂業務をD氏に委託している。

ウ 上述したようにA氏は、国際医療支援センター構想を実現するために学長特別補佐に選任されたのであるが、同センター構想とは、国際協力の一環として、主に医療後進国といわれる国の外国人医師を本学に呼び、同医師に対する教育を行い、同医師が母国に帰国することによって日本の先進医療を普及させることと、本学においても、同医師らに高度医療教育の場を提供するための手術室、ICU機能を充実させ、高度医療機能の強化を図り、もって本学の地域医療体制を維持し、地域活性化も図ろうとするものである。

A氏の経歴をみると、金融機関で、10年間にわたって金融商品

開発部，市場業務部，金融市場部等の部署で稼働し，同行を退職後，事業開発，事業再生支援，M&A支援を業とする会社を起業している。

学長としては，前記経歴と能力，また，年齢も若いことから行動力も期待して学長特別補佐に選任したものと思われる。

(2) 学長特別補佐の選任，契約及び支払い等の手続き

ア 選任の手続き

A氏を始め，他の学長特別補佐に関する選任についての起案と関係者の決裁は今回の調査では，見ることはできず，関係者からの聞き取りにおいても選任に関しての決裁はないと思うとの回答であった。

学長特別補佐の設置及び人選は学長の専権であるので，他の職員の関与は必要ないとのことのようなのである。

なお，要項も，学長特別補佐は学長が任命し，就任の際，辞令を交付するとなっている。

イ 契約等

業務委託にあたっては，学長と学長特別補佐各人との署名・押印のある業務委託契約書を作成している。

ウ 業務委託金額

業務委託金額は，各人ごとに決められ，A氏を除いて，概ね10万円から30万円の範囲内に納まっている。

その意味で，令和元年7月からのA氏の委託料が，36万4130円，同年10月からの委託料が，49万4490円，同2年7月からの委託料が，99万円に増額されているのは上記範囲からすると特別なものとなっている。

A氏の業務委託料については後述する。

エ 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いは，毎月末担当係が起案をし，会計課長の決裁を経て，支払われている。

決裁に添付する書面は，契約の初回には，請求書，支出内訳書，業務完了報告書，契約書写し，見積書，発注伝票を，2回目以降は，請求書，支出内訳書，業務完了報告書が添付されている。

同書面のうち，請求書，業務完了報告書については，請求者が作成し，

本学の学長政策推進室を通して会計課に送付している。

そのうち、業務完了報告書は、請求者が毎月の業務報告を記載し、学長特別補佐の当月の業務内容がわかるものとなっている。

業務完了報告書が、学長特別補佐としての業務を遂行していたことの証拠となるものであるが、同書面の記載は統一されておらず、抽象的な内容しか記載されていないもの、ある程度具体的に記載されているものとそれぞれで、同記載のみで学長特別補佐としてふさわしい業務を遂行したかどうかは判然としない。

A氏の業務が委託内容通りに遂行されていたものであったかについては、本調査の重要事項なので次項に改めて記述する。

(3) A氏の業務内容と業務委託金額について

ア A氏の平成30年9月から令和2年6月30日までの業務完了報告書によると、当初は、国際医療支援センターの事業イメージと進捗状況を学長から聴き取り、事業進捗させるためのスキーム案を説明し、事業計画を協議した。

そして、同計画の支援先となる金融機関、建設会社等を訪問し、協力の打ち合わせを重ねている。

また、令和元年4月には、文部科学省（以下「文科省」という。）を訪れ、事業スキームを説明している。

イ 業務完了報告書にたびたび出てくる「旭川医科大学での打ち合わせ」は学長を中心に、国際医療支援センターの事業計画の検討であり、行政機関とも合同で検討を行ったとのことである。

同センターに出資予定の企業も募り、令和元年7月に大手建設会社を優先交渉権者に決定し、同社と基本協定書を締結したほか、同年8月には、同センター定例会議を立ち上げ、月2～3回の割合で同会議を開催し、出席している。

また、このころから「訪日中国人に対する医療健診」の導入に関する調査業務も行っている。

ウ 令和2年に入って、同センターも具体的に動き出すなかで、前記優先交渉権者の変更、事業遂行のパートナー候補者（金融機関）によるパートナーシップ協定書の締結にこぎつけ、かつANAホールディングスと

の共同事業であるドローン運搬やアバター利用に関して、関係者との協議を重ねている。

エ 当初の業務委託金額は、非常勤理事と同額である24万2750円であったのが、A氏の業務が増大していったことと重要な役割も担っていったことから、令和元年6月から同金額の1.5倍相当である36万4130円に、同9月から2倍相当である49万4490円に増額されている。

なお、いずれの増額も学長がA氏に申し入れて、学長政策推進室長(以下「室長」という。)を通じて会計課に伝達されて処理されている。

(4) A氏への業務委託費の支払いは適正なものであったか。

ア 平成30年9月から令和2年6月30日までのA氏への業務委託費の支払いは適正なものであったかを調査するに当たって、A氏に確認をとる予定であったが、残念ながら同氏は本学からの要請に一切応答がなくヒアリングにも応じていただけなかった。

したがって、同氏が提出した業務完了報告書、本学が保管している資料、旅費等の精算書、関係者のヒアリング結果及び学長からの回答書面(同書面のヒアリング項目は、本外部調査委員会で作成したものではなく、学長が自ら作成し、回答している書面である。)から推測するしかない。

イ 本外部調査委員会の手元にある資料としては、「国際医療支援センター経緯」「国際医療支援センター事業計画資料」「設置構想に係るスキーム」,「国立大学法人旭川医科大学国際医療支援センター及び関連施設整備事業 基本協定書」「パートナー協定書」「守秘義務に関する確認書」「国内初、オンライン診療・オンライン服薬指導と連動したドローンによる処方箋医薬品配送の実証実験について(共同リリース)」等である。

前記資料と業務完了報告書を突合してみると、A氏が国際医療支援センターの事業計画、設置構想に係るスキーム作りを主導し、事業者との基本協定書、パートナー協定書を作成、業者選定、同業者との契約締結をするために積極的に活動していたことが窺われる。

ウ また、旅費等の精算書及び関係者のヒアリングによっても、A氏は頻繁に(概ね月2~3回)本学を訪ねていたこと、訪ねた際、関係機関に

も頻繁に足を運んでいたこと等を確認することができた。

エ これらのことからすると、上記ア、イ、ウに記載した業務完了報告書通りの業務実態があったと判断しても良いと考えている。

したがって、平成30年9月から令和2年6月30日までのA氏への業務委託費の支払いは適正なものであった。

2 令和2年7月からの業務委託

(1) 令和2年7月からの業務委託契約

ア 令和2年に入ってからA氏は、「国際医療支援センター及び関連施設整備事業」についての優先交渉権者や事業遂行のパートナー候補者によるパートナーシップ協定書の締結にこぎつけたこと、ANAホールディングスとの共同事業であるドローン運搬やアバター利用に関して関係者との協議を重ねていたことから、同年6月に学長より、業務委託費を本学非常勤理事年俸の3倍相当額（月額74万1734円）に増額するよう会計課が指示を受け、同7月に改めて、学長とA氏との間で月額100万円と合意したので、業務委託費を上記年俸の4倍相当額（月額98万8981円）にするよう会計課に指示があった。

イ もっとも、令和2年7月から月額99万円（前記月額98万8981円を端数処理した結果）に増額するようとの指示に対しては、A氏の業務が増大したこと、学長特別補佐業務に専念することがあったとしても、相当性の根拠が必要だったことから会計課において「国が公表する統計調査結果」、「経営コンサルティングを行う民間企業」が示す報酬を調査した。

会計課において委託費の妥当性を調査し、同年度の契約を締結する準備をしていた同年8月初旬に、A氏が「大動脈解離」「解離性大動脈瘤」により入院したとの報告を受け、A氏と連絡が取れなくなったことから同年7月からの契約を締結することはできなかった。

(2) 令和2年7月分、8月分の業務委託費の支払い

ア 令和2年7月分、8月分の業務委託費の支払いに関しては、契約が締結されていなかったこと、A氏が「大動脈解離」「解離性大動脈瘤」に

より入院したとの報告を受けていたにもかかわらず、令和2年9月10日に、会計課長は、室長から学長が200万円を立て替えて支払ったので早急に支払うようとの指示を受けた。

学長がA氏発病後も業務委託費を支払うよう強要したのは、「マンションを出される。」「医療費が払えない」等、本学との業務委託契約とは全く無関係な理由だったことから、会計課長は、事務局長に、何の実態もないのに払う筋合いがないこと、大学の公金を使って、どこに対しても説明がつかないことを話したが、これまでの経験から学長による支出の指示に従わざるを得ないとの結論になった。

こうして、同月25日に、会計課長は室長に対し現金198万円を手渡した。

また、同支出の形を整えるため、当月分スポット契約を締結したとするための書面を作成し、本学の発注書、支出伝票を作成し、日付も遡って辻褃の合せた書面を作成した。

なお、A氏の押印がなされた各書面は、令和3年3月18日に会計課に届けられた。

イ 上記経緯を踏まえて、本外部調査委員会で調査したのは、まず、学長が上記月分に相当する200万円をA氏へ支払った事実の有無である。

調査の結果、学長が支払いをした振込用紙と、同振込を受けた「預り金口弁護士」名義の、普通預金通帳、同通帳からキャッシュカードにて振り込みをしたキャッシュカード振込明細のコピーを取得した。

ウ 同書面によると、令和2年9月9日、学長名義で、「預り金口弁護士」名義の普通預金口座に200万円を振り込んでいる。

前記同日、「預り金口弁護士」名義の普通預金通帳には学長から200万円が振り込まれたとの記帳がある。

エ 前記事実により、学長が200万円を立て替えて、弁護士の預り金口座に振り込んだとの事実が判明する。

何故、学長が、弁護士の預り金口座に同金額を振り込んだのかについて、同弁護士から聞き取ったところ、A氏は令和2年8月1日に自宅で倒れて入院し、その後、A氏の同居者E氏が学長にA氏の病状と手術結果及び生活状況を知らせた結果、同学長個人が毎月の業務委託費に相

当する金額を自ら支払うことで対応すると申し入れた、とのことである。

ただ、当時、A氏の意識がなかったことから同人の銀行口座は使用できず、同人と業務を共同で行っていた弁護士の預り金口座を使用することにしたとのことである。

オ 次に、同金額は、同弁護士からA氏のもとに渡ったのかである。

前記通帳及び振込用紙を見てみると、前記振り込みを受けた翌日以降、E氏から指定のあった機関等へ、送金している。

カ 振り込み額を合計すると198万4563円となり、学長から振り込みを受けた200万円が、E氏の依頼により、A氏のために使用されていることがわかる。

キ 以上から令和2年7月分、8月分の業務委託費198万円は、最終的にA氏に渡っている。

(3) 令和2年9月分の業務委託費の支払い

ア 令和2年9月分の業務委託費の支払いに関しても、令和2年10月14日、学長は、事務局長、室長、会計課長との打ち合わせの中で、「大学のルールに則ってやってられないから、明日99万円払うから、後で僕に補填してくれ。」と強硬に主張し、会計課長に有無を言わず承諾させ、「じゃあ99万円払わしてもらいます。」と言って、打ち合わせを終了させた。

こうして、令和2年10月23日、会計課長は、室長に対し、現金99万円を手渡した。

会計課においては、支出の形を整えるために、同年7月分及び8月分と同様の処理をした。

イ 同月分の支払いに関しては、上記(2)と同様、学長が、いつどのようにしてA氏に「立て替え払い」したのか、また、同現金のその後の行き先の確認である。

取得した振込用紙のコピーによると、令和2年10月16日、学長は、「預り金口弁護士」名義の普通預金口座に99万円を振り込んでいる。前記同日、「預り金口弁護士」名義の普通預金通帳には、学長より9

9万円振り込まれたとの記帳がある。

ウ 前記事実により、学長が99万円を立て替えて、弁護士の預り金口座に振り込んだとの事実が判明する。

エ 次に、同金額は、弁護士からA氏のもとに渡ったのかであるが、同月分の振り込みは、1か月後の11月17日にE氏の依頼により、指定のあった機関等へA氏名義で振り込んでいる。

オ 以上から令和2年9月分の業務委託料は、A氏に渡っている。

(4) 令和2年10月分の業務委託費の支払い

ア 令和2年10月分の業務委託費の支払いに関しては、令和2年11月21日、学長から事務局長の自宅に、明らかに泥酔している状態で「弁護士から今朝メールが来ました。俺は月曜日払うぞ。金用意しておけよ金。月曜日の朝、分かったか。」との一方的な電話があった。

そのため、同月24日、事務局長は、会計課長に指示して、99万円を学長個人名で弁護士の預り金口座に振り込ませた。

会計課においては、支出の形を整えるために、同年7月分、8月分及び9月分と同様の処理をした。

イ 同振込金は、本人の依頼で（A氏はこのころ退院していたか否かは不明であるが、意識は回復し、話もできるまで回復していたようである。）、同年12月10日以降、A氏から指示のあった機関等にA氏名義で振り込んでいる。

エ 令和2年9月、10月分について、学長から弁護士に振り込まれた金額は、合計198万円で、同弁護士の通帳から、A氏による依頼を受け指定のあった機関等に振り込まれている。

このことは、学長から弁護士に振り込まれた令和2年9月から10月までの業務委託費については、最終的にA氏のために使われているか、A氏からの依頼で指定のあった口座に振り込みがなされているので、A氏のもとに渡ったことになる。

(5) 令和2年11月分からの業務委託費の支払い

ア 令和2年11月分の業務委託費は、同年12月25日に、同12月分

の業務委託費は、同3年1月29日に、令和3年1月分の業務委託費は同年2月26日に、会計課から直接A氏名義の振込先口座に、各月99万円の支払いをしている。

イ なお、A氏に対する業務委託費は、令和3年4月分まで同人の口座に振り込み支払いをしている。

3 令和2年7月からの業務委託費の支払いは適正な支出といえるのか。

(1) 契約は締結されていたのか。

ア 従前、A氏との業務委託契約は、1年契約であることから契約の終期の1か月前位に、次年度も契約を締結するか否かを検討し、学長が必要性を判断し、契約開始前に業務委託契約を締結していた。

イ ところが、令和2年7月からの契約において、上述したように、会計課は、学長より一方的に100万円にするようにとの指示を受けていたことから同金額の妥当性を判断していたところ、A氏が入院したことによって契約の締結には至っていなかった。

なお、同年の契約の締結がなかったことについて、学長は、「契約は続いていると思っていた。」と回答し、室長も、学長は契約がなかったのは認識していなかったのではないかと話している。

ウ 学長が認識していたか否かにかかわらず、令和2年7月からの業務委託契約は締結されておらず、したがって、同契約に基づく委託費を支払えない。

エ もっとも、本学では、上記契約書が作成されていないにもかかわらず、委託費を支払うために、当月分のスポット契約という手法を取り、「旭川医科大学 Medical Financial Technology に関するアドバイザリー業務」仕様書、見積額を99万円とする「見積書」、「発注書」、同スポット契約の業務をA氏が履行したとする「業務完了報告書」及び「請求書」を添付して支払いをしていた。

(2) 令和2年7月から11月までの業務委託費の支払いは適正な支出だったのか。

ア 前記したように令和2年7月からは、業務委託契約は締結されてい

なかったが、上記エに記載したような弥縫策によって手続的には違法な支出という評価は免れるような支出方法をとっていた。

イ しかし、A氏が業務を履行したとする同月からの業務完了報告書を見てみると、「7/19 ドローンによる医薬品配送実験@旭川医大 その他、学長面談及び学長指示ミーティングへの参加」（令和2年7月31日付）「学長指示による市場動向調査」（同年8月31日付）「学長指示による国際医療支援センター及び関連施設の整備事業に係る市場動向調査」（同年9月31日付、同年10月31日付、同年11月30日付）と記載されている。

ウ 7月の「ドローンによる医薬品配送実験@旭川医大」については、令和2年7月19日、本学と経済産業省北海道経済産業局、ANAホールディングス、旭川市等の協力のもと、オンライン診療・オンライン服薬指導と連動した、ドローンによる医薬品の定温配送での非対面医療の実証実験を行っている。

同実験は、国内初めてのもので、「医薬品や日用品などの恒常的な配送体制の維持が困難となりつつある地域の課題解決と、ウイズコロナ時代における診療・服薬指導及び配送時の感染リスク低減に貢献する。」との意義を持ったものであった。

A氏は、同実験を行うために関係各機関との調整を図るなど主導的な役割を果たしていた。

エ もっとも、8月1日、自宅で倒れて入院し、一時は意識不明状態が継続し、かなり重篤な病気で入院している（どの程度の期間入院していたかは現段階では不明であるが、11月下旬にはある程度会話が可能だったと思われる。）ことからして、同月以降前記業務完了報告書に記載されている業務（記載されている業務内容自体抽象的で具体的にどのような業務を行ったかも判然としないが）を遂行できたとは考えにくい。

オ そうすると、令和2年8月から11月までの業務委託費の支払いは、業務の遂行が不可能な状態であったにもかかわらず前記弥縫策を講じて支出しているものであり、不正な支出としてA氏に返還を求めるべきである。

カ A氏は、令和3年6月16日付けで、国立大学法人旭川医科大学学長

選考会議議長宛に、「私は、病氣療養中であって業務を遂行できなかった期間である令和2年8月から同年11月までに旭川医科大学から受領した業務委託料396万円（月額99万円の4か月分）を返金する予定であります。」との書面を提出している。

なお、同書面については、過去の請求等の押印と印影が異なること、本学で購入しているものと同じ材質の再生紙に印字されているものからすると、A氏の意味に基づくものであるかについて疑義がある。

キ 問題は、上記いずれの支出も学長の指示、強要に基づく不正支出と認められることからして、同学長にも責任を認めることができるかである。

前述したとおり、同学長は、業務委託契約が締結されていない事実を認識していなかったと推測できるが、仮に、そうであったとしてもA氏が入院し、病状の推移も知っていたことからすると、同氏が業務を遂行することができないことを認識していたはずである。

にもかかわらず、同学長は、事務局に支払いを指示、強要し、支出させている。

学長の同行為は、A氏の利益を図る目的で、事務局に支払いを指示、強要し、本学に損害を与えている。

したがって、支出した金額相当の金額を、本学に発生した損害金として不法行為に基づく損害賠償を求めることは可能と考える。

(3) 令和2年12月から同3年4月までの業務委託費の支払いは適正な支出だったのか。

ア 本学は、令和2年11月から同3年4月まで、A氏に対して、同氏の口座に月額99万円を振り込んでいる。

前記月分の支払いのいずれも、当月分のスポット契約という手法を取り、「旭川医科大学 Medical Financial Technology に関するアドバイザリー業務」仕様書、見積額を99万円とする「見積書」、「発注書」、同スポット契約の業務をA氏が履行したとする「業務完了報告書」及び「請求書」を添付して支払いをしていた。

イ 業務委託契約は締結されていなかったが、上記に記載したような弥縫策によって手続的には違法な支出という評価は免れるような支出方

法をとっていた。

仮に、前記手法による支出が手続的に違法ではないとしても、A氏は業務委託の仕様書通りの業務が可能な身体的状態にあったのか、これとの関係で業務委託費が過度に高額な契約内容ではなかったかが問われなければならない。

ウ 12月分の業務完了報告書には、「業務内容」として「12/28 学長との電話面談」「12/29 学長との電話面談」「12/30 学長との電話面談」「12/31 学長との電話面談」とだけ記載されている。

学長から受領した回答書によると、上記期日に電話面談があったのかの問いに、「あった。」とだけ記載され、同面談の内容等には一切触れられていない。

エ 令和3年1月の同報告書には、「業務内容」として「1/2 学長との電話面談」「1/3 学長との電話面談」「1/15 学長との電話面談」「1/29 学長との電話面談」とだけ記載されている。

学長の前記回答書によると、電話面談があったのかの問いに「あった」、業務委託内容の面談ができる状況であったのかに対しては「できた。」とだけ記載され、同面談の内容等には一切触れられていない。

オ 令和3年2月の同報告書には、「業務内容」として「2/3 学長面談」「2/9 学長ミーティング」「2/15 学長ミーティング」「2/19 学長ミーティング」「2/24 学長面談」「2/24 学長ミーティング」とだけ記載されている。

学長の前記回答書によると、学長ミーティング、学長面談があったのかの問いに「あった」、内容に対しては、「守秘義務がある。」とだけ記載され、同面談の内容等には一切触れられていない。

カ 令和3年3月の同報告書には、「業務内容」として「3/17 学長面談」「3/24 学長指示ミーティング」「3/25 学長指示ミーティング」「3/26 学長電話ミーティング」「3/27 学長電話ミーティング」「3/28 学長電話ミーティング」とだけ記載されている。

学長の前記回答書によると、学長ミーティング、学長指示ミーティングがあったのか、あったとして内容はどの問いに「あった」、内容に対しては、「守秘義務がある。」とだけ記載され、同面談の内容等には一切

触れられていない。

キ 前記問題について調査したところ、A氏と連絡が取れず、本学の関係者からは、同氏が2月に本学に訪れた際、同人を見かけたところ、入院前のエネルギッシュな印象からは想像できないように変わり果てていたとの情報を得られただけであり、学長にもヒアリングを申し入れたが、ヒアリングには応じることなく、同人からは、前述したように、「電話面談はあった」「学長ミーティングはあった。」、同内容については、「守秘義務がある。」と簡単に回答した書面のみ提出を受けただけであった。

このことからして断定することはできないが、A氏はスポット契約に添付されている仕様書記載の業務を遂行することは極めて困難な状態であったこと、業務完了報告書に記載されている「学長ミーティング」、「学長指示ミーティング」等があったとしても同仕様書記載の内容となっている高額な業務委託費に見合う業務内容ということとはできない。

ク しかし、令和2年12月から同3年4月まで支払った業務委託費において、全額あるいは相当額の返還を求めるべきなのか、あるいは相当額の金額としてどの程度の金額の返還を求めるかについては、更なる調査が必要となる。

ケ 同期間の学長の責任も同様に問題になる。

令和2年12月分及び同3年1月分の業務委託費名目の支払いは、前記2 (2) ア, (3) ア (4) アの一連の経過を受けて、会計課がA氏の口座に振り込んでいることからして、直接的あるいは間接的な学長の指示、強要によって不正支出（少なくとも支出手続きに反する支出）がなされたと認定できる。

このことからして、上記 3 (2) キに述べたと同様、学長に対しても不法行為に基づく損害賠償を請求することは可能と考える。

第2 学長が上記第1の不正支出を指示・強要した動機

- 1 学長は、「上記不正行為をしてまで、学長がA氏への支払いに強くこだわるのはどうしてなのでしょう。」との問いに「A氏は、倒れる直前の7月にはANAホールディングスとの共同事業であるオンライン診療・オンライ

ン服薬指導と連携したドローンによる処方箋医薬品配送の実証実験に国内で初めて取り組んだ。これからもドローンの実証実験を続ける必要があり、また、アバター利用に関する関係者との協議も継続して行ってもらう予定であった。また、国際医療支援センターの事業に関し、正式の契約に向けて引き続き、尽力してもらった必要があった。」と回答している。

2 関係者にヒアリングしても、学長は、国際医療支援センターの事業に加えて、ANAホールディングスとの共同事業であるオンライン診療・オンライン服薬指導と連携したドローンによる処方箋医薬品配送事業、アバター利用に関する事業等に極めて力を入れていて、令和2年7月からは、A氏にも自らの会社を閉鎖して前記事業の実現に向けて専念してもらった矢先の入院騒動で、何としてでも同事業を実現したかったことの強い意志が表れての行動ではなかったかとの返答であった。

3 国際医療支援センターについては、上述したとおり、「国際医療支援センター及び関連施設整備事業」についての優先交渉権者や事業遂行のパートナー候補者によるパートナーシップ協定書の締結にこぎつけていて、かなり具体的に進展していたことが窺われ、今後さらに実現に向けて歩みを進めていくことになっていた。

ANAホールディングスとのドローンによる処方箋医薬品配送事業及びアバター利用に関する事業等も実現可能性はともかく表面的には順調に進展していた。

これらのことを考えると、上記1において学長が回答した動機は虚偽のものということとはできない。

当初から遠隔医療を手掛けてきた学長にとって、上記事業はいずれも同医療の延長線上に位置づけられるものであって、同学長にとってのライフワークとも呼べるものであった。

それだけ、同事業の実現に強く拘り、同事業を実現するために、A氏は絶対必要な人だったのである。

第3 A氏以外の学長特別補佐への業務委託費の支出に不正はなかったか。

1 上述した通り、本学では、平成19年9月より病院経営コンサルタントのB氏に旭川医科大学病院経営アドバイザー業務を委託した（同人は、令和3年3月31日まで、学長特別補佐として業務委託契約を締結していた。）のを始めとして、旭川医科大学国際医療支援センター（以下「国際医療支援センター」という。）構想が企画された平成30年から同センター運営に関して、主に教育プログラムに関するアドバイザー業務をC氏に、令和2年からは旭川医科大学50年史の編纂業務をD氏に委託している。

2 上記各学長特別補佐の支出に関する書類（請求書、支出内訳書、業務完了報告書、契約書写し、見積書、発注伝票）を、B氏は平成26年から同29年まで（同人は、同29年以降、支払い実績はない。）、C氏は平成30年から、D氏は令和2年からのコピーを受領し、精査した。

そのなか、B氏の業務完了報告書は業務内容が具体的かつ網羅的に記載され、同記述のみで病院経営アドバイザーの業務が適切に行われていたことが窺われる。

C氏の業務完了報告書は、若干抽象的な記述となっているが、各月偏りがなく教育プログラムに関する検討、調査、意見交換等の業務を遂行していたことがわかる。

D氏は、業務内容が旭川医科大学50年史の編纂業務であって、業務完了報告書も編纂業務の具体的な進展状況、業務実施状況等の詳細な記述があり、同業務が適正に遂行していたことが窺われる。

3 上記学長特別補佐との関係で、A氏に対してと同様な事情はなく、学長が不正支出を指示、強要する動機も見当たらなかった。

また、関係者のヒアリングの中で、同人らに関することで不正を指摘する事実はなかったし、職員のアンケート結果を見ても従前不正支出を強要されたことはないとのことであった。

4 以上からして、学長特別補佐に関して、A氏と同様あるいはそれ以外の手法で不正支出を強要した等の事例は認められない。

第4 会議費について

1 結論

学長による会議費支出の内、不正な支出として返還を求めるべき支出は認められない。

2 検討

(1) 学長の会議費支出について

「会議費支出について明らかに問題のある学長による個別の会議費支出案件」

ア 499,043円（財源：寄附金）

日時 平成30年3月12日

会議等 国際医療協力に関する打合わせ

場所 ドバイのホテル内レストラン

出席者 他機関1名，本学3名。

イ 312,580円（財源：寄附金）

日時 平成30年4月3日

会議等 国際医療連携に関する打合わせ

場所 銀座のクラブ

出席者 他機関4名，本学2名。

ウ 101,600円（財源：寄附金）

日時 平成30年4月3日（上記イ同日）

会議等 国際医療連携に関する打ち合わせ

場所 銀座のクラブ

出席者 他機関4名，本学2名。

エ 115,840円（財源：寄附金）

日時 平成30年4月4日

会議等 スポーツ振興に関する打合わせ

場所 銀座のクラブ

出席者 他機関5名，本学1名。

オ 26,244円（財源：寄附金）

日時 平成30年4月4日

会議等 スポーツ振興に関する打合わせ

- 場所 東京銀座すし店
出席者 他機関5名，本学1名。
- カ 30,969円（財源：寄附金）
日時 平成31年3月27日
会議等 管理業務打合わせ
場所 札幌市内ホテルの和食料理店
出席者 他機関0名，本学2名。
- キ 16,830円（財源：寄附金）
日時 令和2年1月30日
会議等 病院経営に関する打合わせ
場所 東京神田うなぎ店
出席者 他機関2名，本学1名。
- ク 60,000円（財源：寄附金）
日時 令和3年1月21日
会議等 地域振興に関する打合わせ
場所 旭川市内ホテル
出席者 他機関2名，本学2名。

これらの支出は，

ア アルコール飲料代金が常識外れの極めて高額。

イとウ 高額であり場所・時間から打ち合わせの実態はなく，単なる接待の飲み会。

エとオ 場所・時間から打ち合わせの実態はなく，単なる接待の飲み会。

カ 単なる仲間内の飲み会・食事会。

キ 他機関2名は虚偽記載である。部下に奢った食事代の虚偽申告。

ク あたかも会議・会議室料であるかのように装った会議費申告上の仮装であることが，調査の結果，明らかとなった。

「会議費の取扱いについて」（平成17年9月9日事務局長裁定）

「学長交際費について」（平成19年10月1日事務局長裁定）

「学長交際費の取扱いについて」（平成21年10月1日事務局長裁定）

における飲食費の取扱いルールを確認したところ、「会議費の取扱いについて」は明確な基準では無く、さらに学長交際費については「会議等で必要な飲食」と定めているだけで上限金額の定め、酒を伴う場合及び全員学内の場合の可否ないしルールについて明確に定めてはいない。学長が支出した問題のある会議費支出については学内ルールに違反した支出とすることは出来ない。

ただし、この曖昧なルールのもと飲食費に関する学内規律の回復をせず、自らが問題のある飲食費の支出をなしたことは、その責任を問われるのは当然である。

(2) 会議費支出の調査

ア 結論

特に追加して詳細を調査すべき支出は認められなかった。

関連証憑等の閲覧から、支出の目的に照らし学内の会議費・交際費の取扱いルールに違反していないことを確認した。

イ 調査目的

支出対象である会議ないし打ち合わせの实在性を確認し、その支出の妥当性を検証する。

ウ 調査内容

平成30年度、令和元年度、令和2年度の「管理－会議費」は、支出の全件について支出伝票、証憑（領収書・請求書・納品書・見積書等）、会議費支出伺書を閲覧した。

また、平成28年度、平成29年度の計上額一覧を入手した。その明細摘要の記載を閲覧した。

管理－会議費

年度	学長分		学長分以外	
平成28年度	5件	156,633円	34件	853,210円
平成29年度	3件	227,190円	31件	639,357円
平成30年度	51件	2,576,683円	26件	385,092円
令和元年度	73件	862,045円	9件	59,850円

令和2年度	4件	106,364円	4件	110,887円
-------	----	----------	----	----------

(3) 他科目の調査

ア 結論

特に追加して詳細を調査すべき支出は認められなかった。

関連証憑等の閲覧から、支出の目的に適合していることを確認した。

イ 調査目的

支出対象の実在性を確認し、その支出の妥当性を検証する。

ウ 調査内容

a) 学長裁量経費について

平成30年度、令和元年度及び同2年度の学長裁量経費の内、吉田学長へ直接支払われた10万円以上の支払いについて支払伝票ほか証憑等を閲覧した。

平成30年度 国内旅費2件 2,242,729円・584,378円, 消耗品費1件 120,922円

令和元年度 国内旅費2件 153,446円・123,200円, 消耗品費1件 129,470円

令和2年度 消耗品費4件 251,010円・251,010円・125,880円・187,260円

b) 行事費および福利厚生費

本学会計課職員より支出科目内訳の聞き取りにより、飲食費の支出が計上されている科目「管理－行事費」を、さらに民間の法人では法人内同士の飲食費の支出及び時節毎の慰安行事の支出の計上がなされているため、職員の福利厚生関連支出としての科目「管理－福利厚生費」の二科目について、平成30年度、令和元年度及び2年度の計上額一覧を入手した。

年度	管理－行事費	管理－福利厚生費
平成30年度	155件 14,109,143円	130件 23,718,711円
令和元年度	213件 10,809,279円	159件 21,319,420円

令和2年度	84件 1,855,279円	138件 32,254,560円
-------	----------------	------------------

その明細摘要の記載から「管理－行事費」については飲食を伴った行事は、次の5行事であり、その支出伝票他について閲覧した。また、「管理－福利厚生費」については、飲食を伴った記載は無かった。

平成30年度	学位授与式祝賀会	7件	203,996円
	JICA歓迎・閉講パーティ	8件	76,200円
令和元年度	旭川医科大学基金「感謝の集い」	4件	66,740円
	留学生交流事業 国内旅行	1件	493,990円
	JICA歓迎パーティ	4件	41,900円
令和2年度	なし		

(4) 寄附金を財源とすることの妥当性

ア 結論

1. 会議費について、上記第4 1において「不正な支出として返還を求めべき支出は認められない。」としたことから、学長の会食費の支出につき寄附金を財源とすることは妥当である。

イ 検討

調査報告書の最後において「学長の会食費支出のほとんどが寄附金を財源とするものであるところ、このような飲食費の支出は本質的に寄附金の趣旨に反しており、本学の寄附者に対する背信行為ともなる。寄附者は、教学のために寄附しているのであって、飲み食いのために寄附しているのではない。」としている。

このため当該学長の飲食費の支出が、会計上は寄附金債務の収益処理となっていることの妥当性について検討する。

国立大学法人会計基準によれば、

第82 寄附金の会計処理

1 国立大学法人等が受領した寄附金については、次のように処理するものとする。(注60)

(1) 略

(2) 寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも国立大学法人等が使用に先立ってあらかじめ計

画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

さらに「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（日本公認会計士協会）によれば、

Q 8 2 - 1 基準第 8 2 第 1 項にいうところの寄附金を寄附金債務として計上するための「用途の特定」とは具体的にどのように行えばよいのか。

A 1 - 3 略

4 用途の特定の程度については、この趣旨に従い、国立大学法人等において寄附金を何らかの特定の業務のために計画的に充てなければならない債務が生じていると判断できる程度、すなわち、法人に対して当該寄附金の使用状況について管理責任が問える程度に特定されていることが必要である。

5 具体的には、国立大学法人等の業務に使用するといった漠とした程度では不十分であり、当該法人の業務に関連した用途の種類、使用予定額などが明確になっていることが必要と考えられ、例えば工学（理学・医学）のため全額を使用する等が考えられる。なお、寄附金の一部を間接経費相当額とする場合に、当該間接経費相当額について用途の特定がなされたとするためには、役員会又は経営協議会により当該寄附金の用途や使用時期についてあらかじめ具体的に規定する必要があると考えられる。

6 略

検討すべき事項は、次の 2 点である。

- a) 特定された寄附金の用途はどのような用途か。
- b) 当該飲食費は間接経費であり上記 A - 5 に合致しているのか。

本学の「旭川医科大学寄附金規定」によれば、

第 5 条（受け入れの決定等）

旭川医科大学長（以下「学長」という。）は、寄附金の申込みがあったときは、寄附金の使途目的が本学の業務遂行上、有意義であり、かつ、支障がないと認められ、受け入れの決定をするものとする。

2 学長は、受け入れの決定をしたものについて、旭川医科大学教授会及び国立大学法人旭川医科大学経営協議会へ報告するものとする。

使途の指定は、寄附の申込書および寄附金受入決定書にある「医学研究助成のため」の記載のみであり、学長より教授会及び経営協議会への報告には使途の記載はない。

本学は医学部のみの単科大学であり、「医学研究」は医学部全体の業務遂行を示すものと考えられる。もともと医学部看護学科があるため「看護学」の学問領域があるものの、その規模では圧倒的に「医学」が占めていると考えられる。

さらに間接経費についての上記A-5の趣旨は、使途が特定された間接経費は、使途が特定された直接経費に対応する間接経費相当額のみ認めるとし、その決定を役員会又は経営協議会に委ねていると解するのが妥当である。

このことを前述の使途の特定と同様に考えた場合、本学は医学部のみの単科大学であるため、「医学研究」のための間接経費は本学全体の間接経費となる。

また、役員会又は経営協議会により寄附金の使途や使用時期について具体的に規定されていなくても上記A-5に合致していると考えられる。

従って、本学にて発生する「医学研究助成のため」の支出は本学の全支出が該当し、寄附金を財源とすることが出来ると解する。

第5 アンケート調査と同調査の回答結果について

1 会計監査人から、取引の実態が無いにもかかわらず会計処理が行われ支出された疑い、または偽造された証憑に基づいて会計処理が行われ支出された疑いのある取引が存在することの指摘があった。

そこで、本外部調査委員会は、会計監査人から指摘のあった取引に類似する不正の取引は他に無いかを網羅的に調査することを目的として、アンケートを実施した。

2 アンケート対象者は、会計事務処理に主に関わる係長職以上の職員で、現役の職員のみならず、異動、転勤等で部署を離れた者も含めて、77名の職員にアンケートを実施した。

回答を求める内容は、① 自身が不正に関与したことがあるか、あるいは他者が不正な行為を行っている事例を知っているか ② 上司から不正な行為を強要されたことがあるか、又は、部下に不正な行為を強要したことがあるか ③ その他、不適切な行為に関与または見聞きしたことがあるかの3点である。

回答者は、77名全員である。

3 前記回答書を分析すると、上記3点について、いずれも「なし」と回答したものは、59名で、「あり」と回答したものの中でも学長選考会議が公表している事実があったと回答したものは、7名である。

アンケートに回答したもののうち、85%相当は、学長選考会議が公表している以外のその他不正行為あるいは不適切な行為はなかったと回答している。

4 今回、学長選考会議が公表している以外の問題で、不適切な行為に関与あるいは見聞きしたことがあるかについて、次項で述べる学友会のマスク購入が適正だったのか、寄附講座「眼組織再生医学講座」の支出が適正だったのか、の他に、出張旅費の支出に一部疑義があったこと、上述した、国際医療支援センターに関連するものとして、明確な計画がないまま海外出張を行っているが、同出張は妥当だったのか、同計画を進める過程において、特定の診療科に関わる部門の新設や特定部門の機能強化を目的に高額な診療システムを導入する事業及び機器更新若しくは同センターに関連した教員の大幅な増加については再度検証が必要ではないか、同センターの事業者選定において、建設会社の選定と解除が行われているが、それらが適正だったのか、があった。

国際医療支援センターに関する問題は、同構想を積極的に進めてきた学長が、本学の学長選考会議より文部科学大臣に解任を申し立てられ、かつ

同学長自身も辞職願を同大臣に提出していること、A氏も今後学長特別補佐としての業務を継続することが可能なのかについて不確実であることからすると、今後、新たな学長のもとで、同センター構想を継続するか否かを判断したのち、再度検証されるべきである。

5 学友会のマスク購入について

アンケート回答内容

「…、2020年4月～5月頃、学長が当時品薄だったマスクを買い付けることが出来たということで、学友会（うろ覚えです）の口座から2000万円くらいの支払い…。大学の経費でないため政府調達に該当しないという理屈や、学生のお金から勝手に支出してよいのかという点に疑問がありました。」

(1) 結論

特に問題は認められない。購入決定手続では「旭川医科大学学友会規則」に定める代表委員会決議により承認されていた。

(2) 検討確認

令和2年4月3日現在の代表委員会の各委員の賛否（メール開催）では、25名中19名賛成、残り6名賛否の表明無し。

納品4月8日、支払4月10日 17,674,329円 マスク24万枚。

令和3年8月2日に実在庫を確認した。50枚入り4,800箱を購入し、2,819箱が未使用にて在庫している。なお、払出簿（残数の記載無し）によれば在庫2,809箱となるが、払出後に全部と一部を戻しているのが4例有り、戻した箱数を記載していない事例が原因と考えられる。また、大量の在庫の原因は全国的にマスクの入手困難な時期の対面授業に備える目的であったのが、オンライン授業（令和2年度前期は全部の授業、後期と令和3年度前期は一部分散登校）に切り替えたため、予想した使用量にならなかったことによる。

6 寄附講座「眼組織再生医学講座」の支出について

アンケート回答内容

「…、平成24年度以降の寄附金の使途がほぼ学長の学会会費、交際費

(花代等)、タクシー代となっており、本来の講座の運営や研究からかけ離れた内容となっております。…」

(1) 結論

特に追加して詳細を調査すべき支出は認められなかった。

関連証憑等の閲覧から、支出の目的に適合していることを確認した。

また、寄附講座よりの支出として妥当性を欠く支出は無かった。

(2) 調査目的

支出対象の実在性を確認し、その支出の妥当性を検証する。

(3) 調査内容

平成24年度以降の支出予算差引一覧表により支出内訳の分類を行った。

単位は千円。

年度	国内旅費	外国旅費	諸会費	雑費	その他	合計
平成24年度	1,032	2,235	10	—	128	3,406
平成25年度	1,566	2,286	122	—	13	3,988
平成26年度	505	—	529	78	104	1,217
平成27年度	233	—	643	180	143	1,202
平成28年度	318	—	927	357	13	1,617
平成29年度	336	90	637	159	5	1,228
平成30年度	126	68	752	581	34	1,563
令和元年度	207	—	635	108	36	987
令和2年度	—	—	422	149	16	589

24、25年の外国旅費各2回計4回。諸会費は主に学会会費。雑費は主に花代。

平成27年度から令和2年度までの1件10万円以上の支出4件について、支払伝票ほか証憑等を閲覧した。なお、会計関係の書類の保存期間は7年である。

平成27年度	支払者	学長	諸会費（学会参加費）	1件	103,684円
		x(株)	保守管理費	1件	110,160円
平成29年度		学長	諸会費（学会参加費）	1件	131,916円
令和元年度		学長	諸会費（学会参加費）	1件	100,044円

第6 ガバナンス、内部統制の不備と改善策

1 本学のガバナンス体制について

- (1) 本学の学長を支えるガバナンス体制（学内の会議体及び執行部の役職体制）は、学長と理事4名で構成する役員会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究面の重要事項について審議する教育研究評議会等がある。

学長は、上記いずれの会議体でもトップで、意思決定に当たっては、各会議体の議を経なければならぬことになっているが、最終的には学長一人が国立大学法人の意思決定を行う責任と権限を有している。

- (2) このなかで、最も重要な意思決定機関である役員会において、本学の場合、評価・病院機能強化担当、手術部強化担当、財務担当、未来技術担当の4名の理事が置かれている。

しかし、理事の権限があまりにも狭すぎ、通常の医療系の単科の国立大学のように教育、研究、診療等にバランスよく配置されていない。

このことは、理事の人事を巡っても学長は自分に権限が集中するように権限の配分を行っていると考えられる。

- (3) 上記会議体の他に、毎週1回開催される大学運営会議がある。

同会議は、本学の運営に関する企画立案及び学内の意見調整を行うもので、構成員は、学長、副学長、図書館長、事務局長及び学長が特別に認めた者として学長政策推進室長である。

同運営会議では、役員会等の会議体に諮る案件を、各会議体に諮る議事とすべきか報告事項とすべきかなどの事前調整も行っていて、同会議を取り仕切っているのは学長政策推進室長である。

同会議の存在が、その実務を執行する学長政策推進室長の存在と相まって学長体制を支えていた。

- (4) 学長政策推進室は、規程上、学長の政策推進に係る総合調整、必要な資料・情報の収集、これらの整理、秘書業務を行うとなっている。

しかし、本学において、同室長は、平成14年事務局長として本学に転任してから同22年9月1日に学長政策推進室長に就任し、定年退職後も寄附金勘定から給料を支払うという方法によって、現在まで同室長として在籍している。

本学に転任してから19年間、学長の強い引き留めによって11年間も学長政策推進室長の地位にあり、学長との距離が極めて近く、その信頼関係は極めて強固である。

このこともあって、本学の何事の問題に関しても、事務局各課は事務局のトップである事務局長に説明したあとで学長政策推進室長にも説明しなければならず、学長と室長の強固な繋がりによって学長の意思なのか室長の意思なのかは区分けできず、室長が学長の意思はこうだと言え、誰も反論することはできなかった。

もっとも、この点を室長に問うてみると、「自分は、以前事務局長をしていたこともあって、事務局長が仕事をしやすくするために自分ができるだけ事務局長の影となって支えてきた。」と回答するが、本学の多くの職員の認識とは異なるものである。

- (5) 調整役に過ぎない学長政策推進室が、事実上、事務組織のトップとして事務局長の上の存在になっていたこと、同室長が前述した大学運営会議を取り仕切ることによって学長とともに大学全体を意のままにすることができる体制であったことが今回の問題の背景の一つとなっている。

2 学長の事業の進め方について

- (1) 本学の事業は、すべてが学長のトップダウンで事業が進められてきた。

典型例として、前述した「国際医療支援センター」を挙げると、同センター構想の概要の説明は、役員会等であったようであり、かつ内部にプロジェクトチームも構成されていたが、それらの組織に十分情報が開示され、同情報に基づいて検討されたということはない。

学長とA氏との間だけで情報が独占され、事業を進行してきた。

- (2) このことが可能だったのは、平成19年に学長に就任してから14年という他の国立大学にも例がない異例ともいえる長期政権のもと、学長は自分のもとに権限を集中し、自分に反対する人間をすべて排除してきたことを皆が知っているため、誰も学長に対して反論はおろか物も言えない体勢になっていたことにある。

また、学長が何事もトップダウンで進めようとするために、各理事、各副学長はもとより事務局の課長職に至るまで学長の指示を待つ傾向が非

常に強く、積極的に進言及び活動することを避ける常に受け身の姿勢の体質になっていた。

- (3) 同体質が形成されたのは、学長の個性によるところも大きい。

極めて強力なリーダーシップを持って、トップダウンで事業を押し進めようとの意識が強く、かつ反論も許さなかった。

日常においても、同学長は、お昼頃出勤することが多かったが、明らかに前夜のお酒が残っていて、酔った状態で業務を遂行し、その状態の際には、相手が誰であろうと強い口調で責め立てていたもので、反論しても聞く耳を持たず仕方がないとの雰囲気を作られていたとのことである。

- (4) 退任した理事によると、「(学長の) 任期を外したところが、問題の一因でしょうね。どの世界も同じではないでしょうか。長期政権の弊害ではないかと思っています。」と述べ、さらに「どう考えても都合の良い人事をして長期政権を可能にした管理統制システムを構築した政府のガードの甘さもあるでしょうが、究極的には(役員を含めて) 誰一人変革できなかった。」と述懐している。

3 監事の牽制機能が働かなかった理由について

- (1) 本学の組織には、学長の業務を監視する機能を有するものとして監事2名が置かれている。

監事は、学長ではなく文部科学大臣が任命権者で、選考に当たっても「監事候補者推薦委員会」が内部で組織され学長一人の意思だけで選任できないシステムにはなっている。

しかし、監事候補者推薦委員会があったとしても、誰も学長に対して反論はおろか、物も言えない体制になっていたことから同システムは機能していなかった。

このように、学長が監事の選任にも大きな影響力を持っていて、学長の業務を監視する機能を発揮するのは現実的には難しかったとのことである。

- (2) 今回の学長特別補佐に対するアドバイザー業務にかかる委託契約については、学長を支えるガバナンス体制(学内の各会議体及び執行部の役職体制)からすると、役員会での承認が必要な事項であるはずである。

しかし、本学の役員会の議を得なければならない役員会の審議事項には、旭川医科大学役員会規程第2条において、国立大学法人法第11条第2項各号で定められている「その他役員会が定める重要事項」は規定されていない。

したがって、規程上、学長特別補佐とのアドバイザー契約も役員会の議を経る必要はないことになる。

学長特別補佐に関するアドバイザー業務にかかる委託契約については、A氏のみならず、他のすべての学長特別補佐に関する委託契約についても、報告程度はあったかもしれないが、議題として役員会で審議され議決されたことはない。

役員は、学長特別補佐の氏名、契約内容、契約期間、契約額等一切知らないのである。

監事は常に役員会に陪席しているが、今回問題になっているA氏とのアドバイザー業務に係る契約等については、一切知らず、名前は聞いたことはある、という程度の認識である。

今回の調査でも、学長特別補佐に関する選任についての起案もなく、学長特別補佐の設置及び人選は学長の専権事項であり、一切会議にかける必要もなかったということである。

これが、今回、監事の学長に対する牽制機能が働かなかった最大の理由である。

今後は、学長の専権事項を含めた文書主義の徹底はもちろん、役員会のみならず、各会議体での議題事項、報告事項の整理、規程化が必須である。

- (3) また、勤務中の飲酒とか、学外の暴言とか、今回の一連の学長に関する問題でも、噂レベルで監事の耳に入っても、調査するのは難しく現実に確認できる術がないのが実態である。

監事として牽制機能を発揮できるのは、大学運営会議に陪席して、発言する位だと思っているとのことであった。

- (4) しかし、来年からは、「学長選考会議」が「学長選考・監察会議」と制度が変わり、監事が学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議に報告することとなる。

同権限を有効に行使するために、監事が学長に不正行為や法令違反等が

あると認めるときは、外部有識者による検証手続きを取り入れることと合わせて、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるように、監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制の整備が欠かせない。

例えば、既に一部の国立大学で実施されている内部監査部門である「監査室」による監事の事務補助に加え、監事業務をストレートにサポートする「監事支援室」の設置も必要となってくる。

- (5) その他、学長のパワハラ問題、飲酒問題などを防ぐためには、日頃からの監事と学長との意思疎通が重要であり、例えば月に一度の役員会の後に監事と学長との懇談を定例的に実施することなどで監事の牽制機能がより発揮できると考えられる。

4 内部通報制度について

- (1) 本学においても、平成19年に、本学職員からの組織的又は個人的な法令違反行為等の事実が生じ、又は生じようとしている旨の通報若しくは相談（以下「公益通報」という。）に関する適正な処理の仕組みを作り、同年から施行されている。

この他、平成29年にはコンプライアンス規則を制定し、コンプライアンスの保持、推進を図っている。

- (2) 公益通報及び相談窓口の担当者にヒアリングした結果、年に何件かの通報、相談が寄せられていること、全職員を対象に年に1度は研修も行われていることからして、ある程度の周知は図られているようである。
- (3) しかし、今回の一連の学長の行為に関する通報は受けていないということで、その原因は、どこにあると思うかと問うと、本学の公益通報は、すべて学長に報告され、学長が調査委員会の調査を経て、通報対象事実の有無及び是正措置等を決定する制度になっていることが障害になっていると思うとのことであった。
- (4) 本来、予想していない組織のトップの法令違反行為に関して、どのように対処するかは極めて困難な問題ではあるが、本学としては、トップの法令違反行為もありうることを前提に、通報の窓口を本学内ではなく外部の第三者である法律事務所等に置くこと、通報の対象者を含めて利害関係のある人を通報の調査、決定過程から排除することを考え、実現に向けて検

討会議を開催しているとのことである。

- (5) 今回の一連の学長問題を契機に、改正の方向性は妥当なものである。

このこととあわせて、再度、全職員に内部通報制度の意義と利用を促すべきである。

5 一連の問題の背景と改善に向けた本学内での取り組み

- (1) 今回の一連の学長問題の背景にあるところを纏めると、① 吉田学長の学長としての任期が極めて長期化していたこと ② 長期化した任期の中で学長の権限が強大化したこと ③ 学長を支え、かつ監視する役員の人選も学長の影響力が極めて大きく、監視、牽制機能が働かなかったこと ④ 組織体制として、事務局長と学長政策推進室長の権限分配及び業務執行が適正でなかったこと ⑤ 何事もトップダウンで事業が進められるため、積極的な進言及び活動を避け、受け身の姿勢となって、指示を待つ体質となっていたことなどである。

- (2) 上記問題には、法制度上の問題、文科省の意向なども含まれていて学内だけでは解決できないものも含まれている。

しかし、本学で解決可能な問題もあることから今後各関係者には問題の解決に向けた真摯な協議をすることを求めたい。

そのなか、本学の学長選考会議において、学長の任期を2期6年（1期目4年，2期目2年）に改めるとの方向性が出され、学内でも、「学長選考会議議長から学長職務代理に対し学長選考会議における学長解任申出の審議過程で明らかとなった問題点について対策をとるよう意見具申されており、本年7月開催の役員会において情報共有するとともに、同月開催の大学運営会議において学長職務代理より改善に向け取り組むよう指示があり、現在、事務局各担当において改善策を検討中である。」との話であった。

改革の気運は生まれているものと期待したい。

以 上